

令和5年7月24日  
消費者庁取引対策課

特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令における  
技術的修正について

令和5年2月1日に公布された特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和5年内閣府・経済産業省令第2号）について、別紙のとおり、技術的修正を行いましたので、お知らせいたします。

令和五年二月一日（号外第二十一号）公布内閣府・経済産業省令第二号（特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令）

（印刷誤り）

六〇	ページ	上	段	改正後欄 八	行	規定による確認	誤	確認	正
----	-----	---	---	-----------	---	---------	---	----	---



「一・二略」

同ページ同段改正前欄中九行目は次のとおりの誤り。

**第十五条** 令第四条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

「一・二 同上」

ページ	段	行	誤	正
四七	下	改正後欄 終りから	第九十九条から 第百条まで	第九十九条、第 百条
四八	〃	〃 〃 一	同第四項	同条第四項
五三	上	改正後欄 一四 一六	業務提供誘引販 売取引に伴う特 定負担をしよう	業務提供誘引販 売業を行う者
五六	〃	〃 一〇	第三項 契約の相手方	第四項
〃	〃	〃 終りから	第四項	第三項
〃	下	改正後欄 一一	第三項	第二項

六〇	八	第三百二十六条
〃		第三百三十五条
〃		
終りから		
一七		

六一ページ下段改正後欄中一行目は次のとおりの誤り。

〔3〜5 略〕

6 第二項、第四項及び前項の規定により交付する書面は、様式第五によること。ただし、前三項の規定により交付する書面は、様式第六によること。

同ページ同段改正前欄中一〇行目は次のとおりの誤り。

〔3〜5 同上〕

6 第二項、第四項及び前項の規定により交付する書面は、様式第五によること。ただし、前三項の規定により交付する書面は、様式第五の二によること。

ページ	行	誤	正
六一	下	改正後欄	同上
一六			略

六二ページ上段改正後欄中終りから一行目は次のとおりの誤り。

（法第五十八条の十三の二第二項の主務省令で

定める者)

**第四百十八条** 「略」

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

**第四百十九条** 「略」

〔2・3 略〕

4 前三項の規定により交付する書面は、様式第  
七によること。

5 「略」

同ページ同段改正前欄中終りから一行目は次の  
とおりの誤り。

(法第五十八条の十三の二第一項の主務省令で  
定める者)

**第五十四条の三** 「同上」

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

**第五十五条** 「同上」

〔2・3 同上〕

4 前三項の規定により交付する書面は、様式第  
六によること。

5 「同上」

同ページ下段改正後欄中八行目は次のとおりの  
誤り。

**第五十一条** 「略」

2 前項の規定により提出する申出書は、様式第  
八によること。

同ページ同段改正前欄中八行目は次のとおりの誤り。

**第五十七条** 「同上」

2 前項の規定により提出する申出書は、様式第七によること。